

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p>1 ～ 4 （略）</p> <p>5 検定規則による型式検定に合格した検定規則（この省令の施行後にあつては、改正前の検定規則）第二条各号に掲げる機器の工事設計に係る法第八条の予備免許を受けた者が当該部分の全部について法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明を受けた無線設備に係る工事設計に改める場合（電波の型式、空中線電力その他無線設備の電気的特性に変更を来すこととなる場合又は設備規則第九条の二に規定する場合を除く。）は、施行規則第十条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を要しない。</p> <p>6 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 4 （同上）</p> <p>5 検定規則による型式検定に合格した検定規則（この省令の施行後にあつては、改正前の検定規則）第二条各号に掲げる機器の工事設計に係る法第八条の予備免許を受けた者が当該部分の全部について法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明を受けた無線設備に係る工事設計に改める場合（電波の型式、空中線電力その他無線設備の電気的特性に変更を来すこととなる場合又は設備規則第九条の二に規定する場合を除く。）は、施行規則第十条第一項の規定にかかわらず、総務大臣の許可を要しない。</p> <p>6 （同上）</p>